中種子町森林整備計画（案）

計画期間

自　　令和　８年　４月　１日

至　　令和１８年　３月３１日

鹿　児　島　県

中　種　子　町

目　次

Ⅰ　伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1　森林整備の現状と課題

2　森林整備の基本方針

3　森林施業の合理化に関する基本方針

Ⅱ　森林の整備に関する事項

第１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1　樹種別の立木の標準伐期齢

2　立木の伐採（主伐）の標準的な方法

3　その他必要な事項

第２　造林に関する事項

1　人工造林に関する事項

2　天然更新に関する事項

3　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

4　森林法第 10 条の９第４項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

5　その他必要な事項

第３　間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1　間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

2　保育の種類別の標準的な方法

3　その他必要な事項

第４　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1　公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

2　木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

3　その他必要な事項

第５　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

2　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

3　森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

4　森林経営管理制度の活用に関する事項

5　その他必要な事項

第６　森林施業の共同化の促進に関する事項

1　森林施業の共同化の促進に関する方針

2　施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

3　共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

4　その他必要な事項

第７　作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1　効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

2　路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

3　作業路網の整備に関する事項

4　その他必要な事項

第８　その他必要な事項

1　林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

2　森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

3　林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

Ⅲ　森林の保護に関する事項

第１　鳥獣害の防止に関する事項

1　鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

2　その他必要な事項

第２　森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1　森林病害虫等の駆除及び予防の方法

2　鳥獣害対策の方法（第１に掲げる事項を除く。）

3　林野火災の予防の方法

4　森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

5　その他必要な事項

Ⅳ　森林の保健機能の増進に関する事項

1　保健機能森林の区域

2　保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

3　保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

4　その他必要な事項

Ⅴ　その他森林の整備のために必要な事項

1　森林経営計画の作成に関する事項

2　生活環境の整備に関する事項

3　森林整備を通じた地域振興に関する事項

4　森林の総合利用の推進に関する事項

5　住民参加による森林の整備に関する事項

6　森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

7　その他必要な事項

□ 参考資料

1　人口及び就業構造

①　年齢層別人口動態

②　産業部門別就業者数等

2　土地利用

3　森林転用面積

4　森林資源の現況等

①　保有者形態別森林面積

②　在（市町村）者・不在（市町村）者別私有林面積

③　民有林の齢級別面積

④　保有山林面積規模別林家数

⑤　作業路網の状況

5　計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在

6　市町村における林業の位置付け

①　産業別総生産額

②　製造業の事務所数、従業者数、現金給与総額

7　林業関係の就業状況

8　林業機械等設置状況

9　林産物の生産概況

10　その他必要なもの

Ⅰ　伐採，造林，保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1　森林整備の現状と課題

本町は，鹿児島県大隅半島の南端から約40km の洋上にあり北緯30度34分，東経133度で種子島の中央に位置している。地形は一般的に緩やかな丘陵をなし北部に山林地帯が多く，最も高い山が標高282m で中央から南部にかけて比較的平坦で耕地が多くなっており，地質は第三紀層に属し，砂岩と粘板岩の互層である。西海岸沿いは沖積砂土地帯もあり，火山灰の層も多く，酸性の強い土壌である。

本町の総土地面積 13,694ha に対し森林面積は 5,999ha で約 44%を占め，そのうち民有林面積が 5,409ha である。

また，スギを主体とした人工林面積は 1,604ha で，人工林率は 26.7%と県平均よりも低くなっているなかで，40 年生未満の間伐及び保育を必要とする人工林は 1 割程度，一方で 40 年生を過ぎ利用期を迎えている人工林が 9 割近くを占めている。このように戦後植林された人工林は利用期を迎えており，本格的な林業生産活動へ移行する好機だが，木材需要の低迷に加え，町内の人工林は保育作業不足と地形等の影響により，蓄積材積・材質が県下の平均を大きく下回っており，森林経営の生産性が取れずに，森林施業への意欲が減退している。

そのため，二酸化炭素の吸収をはじめとする地球温暖化防止機能や国土の保全，水源の涵養等の森林の有する多面的機能の持続的発揮，また林業の成長産業化の実現に向けた森林の選定等を行ったうえで，森林の目的にそった計画的かつ効率的な森林整備のために，森林施業の集団化・共同化の推進，路網等の生産基盤の整備，高性能林業機械の導入促進などによる低コスト化などにより林業採算性の向上を図り，確実な更新等の適切な森林施業を実施していくことが重要である。

2　森林整備の基本方針

森林の有する多面的機能を高度に発揮させるため，生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加など自然環境の変化も考慮しつつ，適正な森林施業の実施及び森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進する。

そのため，水源の涵かん養，山地災害の防止・土壌の保全，快適環境の形成，保健・レクリエーション，文化，生物多様性保全並びに木材等生産の各機能が十分に発揮されるよう，適切な森林施業の実施や林道等の路網の整備，委託を受けて行う森林施業又は経営の実施，保安林制度の適切な運用，治山施設の整備，森林病害虫被害・野生鳥獣被害の防止対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。

（１）地域の目指すべき森林資源の姿

森林の有する機能毎に，その機能発揮の上から望ましい森林資源の姿を以下のとおり示す。

ア　水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより，水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林

イ　山地災害防止機能・土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され，適度な光が射し込み，下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し，土壌を保持する能力に優れた森林であって，必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ　快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど，遮へい能力や汚染物質の吸収能力が高く，諸被害に対する抵抗性が高い森林

エ　保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され，多様な樹種等からなり，住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって，必要に応じて保健活動に適した施設が整備されている森林

オ　文化機能

史跡，名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって，必要に応じて文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林

カ　生物多様性保全機能

原生的な森林生態系，希少な生物種が生育・生息している森林，または，陸域・水域にまたがり特有の生物種が生育・生息している渓畔林

キ　木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し，木材として利用する上で良好な樹木により構成され，成長量が高い森林であって，林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

（２）森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

重視すべき機能に応じた森林の区分ごとに，次のとおり森林整備を推進する。

ア　水源涵養機能

洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から，適切な保育・間伐を促進しつつ，下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに，伐採に伴って発生する裸地については，縮小及び分散を図ることとする。

また，自然条件及び社会的条件，町民のニーズ等に応じ，天然力も活用した施業を推進するほか，ダム等の利水施設上流部において，水源涵養の機能が十分に発揮

されるよう，保安林の指定及びその適切な管理を推進することを基本とする。

イ　山地災害防止機能・土壌保全機能

災害に強い地域を形成する観点から，地形，地質等の条件を考慮した上で，林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において，土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう，保安林の指定及びその適切な管理を推進するとともに，渓岸の侵食防止及び山脚の固定等を図る必要がある場合には，谷止工や土留工等の施設の設置を推進することを基本とする。

ウ　快適環境形成機能

地域の快適な生活環境を保全する観点から，風や騒音等の防備及び大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし，樹種の多様性を増進する施業並びに適切な保育・間伐等を推進することとする。

快適な環境保全のための保安林の指定及びその適切な管理，防風・防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。

エ　保健・レクリエーション機能

町民に憩いと学びの場を提供する観点から，自然条件及び町民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなど多様な森林整備や保健等のための保安林の指定及びその適切な管理を推進することとする。

オ　文化機能

美的景観の維持・形成に配慮した森林整備や風致保存のための保安林の指定及びその適切な管理を推進することとする。

カ　生物多様性保全機能

属地的に生物多様性の機能の発揮が求められる森林については，既存の森林構成を維持することを基本とした保全を図ることとする。

野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。

キ　木材等生産機能

木材等の林産物を持続的，安定的かつ効率的に供給する観点から，森林の健全性を確保し，木材需要に応じた樹種，径級の林木を生育させるための適切な造林，保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合，施業の集約化及び機械化を通じた効率的な森林の整備を推進することを基本とする。

（３）造林から伐採に至る森林施業の推進方策

（２）の森林整備を推進する上で重要となる林業労働力については，その担い手となる森林組合や林業事業体等を中心に，保育・間伐等の作業を着実に実施できる体制を育成するとともに，主伐期を迎える林分が増加すること等から，高性能林業機械の

導入を含め，伐採を計画的に実施するための体制整備を推進する。

また，適切な森林整備を推進していくために，林業事業体，林業研究グループ，フォレスター，県の林業普及指導員や林業技術職員，森林管理署等の相互の連携をより一層密にし，講習会等を通じて，技術指導や普及啓発に努めるとともに，その推進にあたっては，国，県の補助事業や地方財政措置等を有効に活用するものとする。

3　森林施業の合理化に関する基本方針

熊毛流域森林・林業活性化協議会を通じて，県や林業事業体及び森林所有者，森林管理署等と連携し，森林施業の共同化，林業担い手の育成・確保，林業機械化の促進及び木材流通体制の整備など，長期的展望にたった諸施策の総合的な導入と実施を計画的かつ組織的に推進する。

なお，持続可能な森林経営を推進するため，森林環境譲与税を活用した意向調査・現地調査並びに森林整備を実施し，森林経営に消極的な小規模森林所有者や不在村森林所有者等について，森林の施業や経営の委託に関する情報提供や普及啓発活動などを積極的に行い，意欲のある林業事業体等への施業の長期受委託を進める。

Ⅱ　森林の整備に関する事項

第１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1　樹種別の立木の標準伐期齢

標準伐期齢は，主要樹種ごとに平均成長量が最大となる林齢を基準に，森林の有する公益的機能の発揮，平均伐採齢及び森林の構成等を勘案して，下表のとおりとする。

なお，下表の標準伐期齢は，標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標や制限林の伐採限度として用いられるものであり，当該林齢に達した時点での立木の伐採を促すためのものではない。

【樹種別の立木の標準伐期齢】

地　域	樹　　種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギ	その他広葉樹
全　域	35 年	40 年	30 年	40 年	10 年	20 年

2　立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林の有する多面的な機能の維持増進を図るため，立地条件，既往の施業体系等を勘案して行う。

立木の伐採のうち主伐については，更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が，再び立木地となること）を伴う伐採であり，その方法については，以下に示す皆伐又は択

伐によるものとする。

（１）立木竹の伐採のうち主伐は，更新を伴う伐採であり，その方法は，皆伐及び択伐によることとする。また，花粉症発生源対策の加速化を図るため，花粉の発生源となるスギ人工林の伐採・植替え等に努めるものとする。

（２）森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし，伐採跡地が連続することのないよう，伐採箇所間には，少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するものとする。また，伐採対象とする立木については，標準伐期齢以上を目安として選定するものとする。

（３）伐採に当たっては，伐採後の確実な更新を図るため，あらかじめ適切な更新の方法を定め，その方法を勘案して行うこととする。特に自然条件が劣悪なため，皆伐による方法では更新を確保できない森林については，択伐によるなど適確な更新が図られるよう配慮することとする。なお，伐採後の更新を天然更新による場合には，気候，立地条件，周辺の伐採地の更新状況を勘案して更新が可能と見込まれる林分を対象とし，天然稚樹の生育状況，母樹の保存及び種子の結実等に配慮することとする。

（４）林地の保全，台風害等の防止，落石等の各種被害の防止，渓流周辺や希少動植物の生息地等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には，所要の保護樹帯を設置することとする。

（５）「主伐時における伐採・搬出指針（令和５年３月31日付け４林整整第924号林野庁長官通知）」に基づき，土砂の流出等を未然に防止し，林地保全を図るとともに，生物多様性の保全にも配慮しつつ，伐採・搬出後の林地の更新を妨げないよう配慮することとする。

ア　皆伐

皆伐は，主伐のうち択伐以外のものとする。気候，地形，土壌等の自然的条件及び下流域の人家等への影響など公益的機能の確保の必要性等も考慮して，伐採面積を設定することとし，伐採に制限がない森林であっても，１箇所当たりの伐採面積が 20ha 以下とすることが望ましい。併せて伐採箇所の分散に配慮するとともに，伐採跡地の適確な更新を図ることとする。また，表土の流出を防止するため必要に応じて柵工を設けるものとする。

イ　択伐

択伐は，主伐のうち，伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって，単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体では概ね均等な割合で行い，材積にかかる伐採率が 30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては，40%以下）の伐採とする。

また，森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう

一定の立木材積を維持するものとし，適切な伐採率によることとする。

3　その他必要な事項

立木の伐採に当たっては，事前に周辺住民への説明等の配慮を十分に行うものとする。

第２　造林に関する事項

1　人工造林に関する事項

人工造林については，植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や多面的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林において行うこととする。

（１）人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は，適地適木を基本として，地域の気候，地形，土壌等の自然的条件，造林種苗の需給動向及び木材の利用状況や既往の造林実績等を勘案して，下表のとおりとする。

定められた樹種以外を植栽しようとする場合は，林業普及指導員又は町林務担当部局等と相談の上，適切な樹種を選択するものとする。

なお，苗木の選定に当たっては，成長に優れた特定苗木や花粉の少ない苗木（無花粉苗木，少花粉苗木，低花粉苗木及び特定苗木をいう。）の導入及び増加に努めることとする。

【人工造林の対象樹種】

区　分	樹　種　名
人工造林の対象樹種	スギ，ヒノキ，マツ，クヌギ，その他有用樹種

（２）人工造林の標準的な方法

ア　人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

植栽本数については，施業の効率性や地位等の立地条件を踏まえ，森林の確実な更新を図ることのできる本数とし，下表のとおりとする。

また，複層林化を図る場合の樹下植栽については，「複層林施業の要点（平成４年３月鹿児島県林務水産部）を参考にするとともに，標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽するものとする。

さらに，定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は，林業普及指導員又は町林務担当部局等と相談の上，適切な植栽本数を判断するものとする。

【人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数】

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本/ha）	備　　考
スギ	疎仕立て	1,500	
ヒノキ	中仕立て	2,000～3,000	

クヌギ その他広葉樹	疎仕立て	1,500	
	中仕立て	2,000～3,000	
	密仕立て	4,000	

（注）低密度（1,500 本／ha）な植栽の実施に当たっては，樹冠の閉鎖が遅れ梢殺（うらごけ）の増加が懸念されることなどから，「鹿児島県育林技術指針（令和５年７月一部改正鹿児島県林務水産部」の留意事項を参照するものとする。

イ　その他人工造林の方法

その他人工造林の方法について，下表のとおりとする。

区分	標準的な方法
地拵え	地拵えは，雑草木の地被物を全面的に刈り払い，植え付け場所の両側に筋状に整理する。筋の方向は等高線状に，急傾斜の場合は傾斜方向に整理する。 また，伐採・搬出時に用いる林業機械を地拵え等に活用し，伐採跡地において植生が繁茂しないうちに植栽を終わらせる一貫作業システムの導入により，再造林の効率化や低コスト化に努めるものとする。
植　栽	普通苗の植え付けは，植え穴をおおむね30～40cm 四方，深さ30cm 程度とし，苗木の根をよくほぐして丁寧に植える。 また，施業の効率化や植栽時期の自由度が高いコンテナ苗の活用にも努めるものとする。
植栽の時　期	普通苗は成長を始める前の早春を基準とし，気象や苗木の生理的条件を重視し決定する。また，コンテナ苗は幅広い時期に植え付けが可能である。

（３）伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図るため，皆伐による伐採跡地においては，当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して２年以内，択伐による伐採跡地においては当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年を超えない期間に植栽するものとする。

2　天然更新に関する事項

天然更新については，前生稚樹の生育状況，母樹の存在など森林の状況，気候，地形，土壌等の自然的条件も踏まえ，天然力を活用することにより，適確な更新が図られる森林において行うこととする。

（１）天然更新の対象樹種

天然更新の対象とする樹種は，地域における有用広葉樹を主体に将来高木となりうる樹種を対象とする。

なお，天然更新の対象樹種については，「鹿児島県天然更新完了基準（平成19年８月鹿児島県林務水産部）」による。

（２）天然更新の標準的な方法

森林の確実な更新を図ることを旨として，更新対象樹種の期待成立本数及び天然更新すべき立木の本数並びに天然更新補助作業について以下のとおり定める。

ア　天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新の対象樹種の期待成立本数は ha 当たり 6,000 本とし,天然更新すべき立木本数は ha 当たり 2,000 本とする。

イ　天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新補助作業の標準的な方法について，下表のとおりとする。

区　分	標準的な方法
地表処理	天然下種更新が阻害されている箇所については，かき起こしや枝条処理を行う。
刈り出し	天然幼稚樹の成育がササ等の下層植生によって阻害されている箇所については，幼稚樹の周囲を刈り払う。
植え込み	天然下種更新及び萌芽更新の不十分な箇所については，経営目標等に適した樹種を選定して植え込む。
芽かき	萌芽更新を行った箇所において，目的樹種の発生状況より必要に応じて優良芽を１株当たり２～３本残すものとし，それ以外はかきとる。

ウ　その他天然更新の方法

更新が未了と判断された場合は，速やかに植栽や追加的な更新補助作業を行う。また，天然更新完了の判断基準については，「鹿児島県天然更新完了基準」に基づき更新調査を行い，更新対象樹種の稚樹，幼樹，ぼう芽枝等のうち，樹高が 0.5m 以上，ha 当たりの密度が 2,000 本以上確認された場合に更新完了とする。

なお，保安林等の制限林については，その制限に定める施業要件に従い植栽を行うものとする。

（３）伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため，当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年以内に天然更新を図るものとする。

3　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

（１）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する基準

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する基準は，現況が針葉樹人工林であり，母樹となり得る高木性の広葉樹が更新対象地の斜面上方や周囲 100m以内に存在せず，林床にも更新樹種が存在しない森林とする。ただし，Ⅳの１の保健機能森林の区域内であって森林保険施設の設置が見込まれるものは除く。

（２）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし

4　森林法第10条の９第４項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の９第４項の伐採の中止又は造林の命令の基準については，次のとおり定める。

（１）造林の対象樹種

ア　人工造林の場合：１の（１）によるものとする。

イ　天然更新の場合：２の（１）によるものとする。

（２）生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地での植栽本数を定めるにあたり，天然更新の対象樹種の立木が５年生時点で，生育し得る最大の立木の本数として想定される本数を 6,000 本とする。

5　その他必要な事項

造林に当たっては，次の事項に留意し，森林施業を行うとともに，造林の推進に努めるものとする。

（１）土砂の流出が懸念される急傾斜地等で地拵えを行う場合は，刈払いの方向や枝条等の置き場に十分に留意する。

（２）伐採跡地や未立木地については，林地を保全するため植栽等により確実に更新を図る。

（３）シカ等による食害のおそれがある地域については，造林樹種の選定にあたり，嗜好性の低い樹種を検討する。

（４）生育状況が悪く今後の成長が期待できない人工林における伐採後の更新については，竹の侵入に配慮しつつ，地域既往の有用広葉樹を主体とした天然更新を基本とする。

第３　間伐を実施すべき標準的な林齢，間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1　間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐については，植栽木の生育が進み，樹冠がうっ閉し，立木間の競争が生じ始めた森林において，主に目的樹種の一部を伐採する方法であって，伐採後，一定の期間内に林冠

がうっ閉するよう行うものとする。

間伐の実施にあたっては,「鹿児島県育林技術指針」（鹿児島県林務水産部）に基づき,森林の現況及び経営手法並びに生産目標に応じて開始時期，間伐方法，間伐率等を定め行うものとする。

なお,「スギ・ヒノキ人工林育林管理システム（平成18年11月鹿児島県林務水産部）」を準用して算出したものを目安として下表のとおり示す。

【間伐シミュレーション】

樹種	区　　分	間 伐 時 期				間伐の方法
		初　回	２回目	３回目	４回目	
スギ	見込林齢（年）	18	25	36	53	「初回」 曲がり木，被圧木，被害木等を伐採する。 「２回目以降」 残存木の均質化，配置に重点を置く。
	樹　高(m)	10.4	12.8	16.1	20.1	
	本数間伐率（%）	27	26	26	27	
	残存本数（本）	1,971	1,459	1,080	789	
ヒノキ	見込林齢（年）	22	34	48		
	樹　高（m）	9.5	12.6	15.7		
	本数間伐率（%）	27	28	26		
	残存本数（本）	1,971	1,420	1,051		

（注）シミュレーションは，次の条件で実施した。①地位は中，②長伐期施業，③収量比数 0.8 程度の林分を 0.7 程度まで落とす,④間伐率は 25～30%,⑤植栽本数は 3,000 本，⑥初回間伐前の本数は 2,700 本，⑦木取り方法を勘案し間伐時期を補正。

2　保育の種類別の標準的な方法

実施に当たっては,「鹿児島県育林技術指針」を目安とするが，画一的に行うことなく，局地的気象条件，植栽の繁茂状況等及び林木の競合状態に応じて，実施時期及び方法を定め実施する。

【保育の作業種別の標準的な方法】

種類	樹 種	実施すべき標準的な林齢及び回数				標準的な方法
		1～5	6～10	11～15	16～20	
下 刈 り	スギ ヒノキ	年１回				下記のとおり
つる切り			２回			
除　　伐			1～2 回			
枝 打 ち			１回			

《標準的な方法》

下 刈 り：造林木の高さが雑草木類の最多葉層高の1.5倍以上になるまで実施する。通

常年１回，５～９月頃に実施するが，雑草木類の繁茂が著しく造林木の成長に悪影響を及ぼすような場合（特に２年目，３年目）には，２回刈りを行う。

つる切り: 下刈りが終了して除伐までの間に，繁茂状況に応じて２回程度実施するのが一般的で，実施は，根茎の貯蔵養分が少なくなる６～７月頃が適期である。つる切りの方法としては，切り離し，掘り取り，薬剤処理などがある。

除　　伐：目的外樹種であっても，その成育状況，公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案し，有用な樹木は保存し育成しても差し支えない。除伐は，10～15年生の間に１回ないし２回実施する。１回目は，樹冠がうっ閉し始めた頃，被圧木，曲がり木，二股木，被害木及び育成目的外樹種を除去し，２回目は１回目から３～５年経過後，被圧木，曲がり木，二股木，被害木及び育成目的外樹種のほか，収穫予定木以外の主林木の一部を除去することとする。

枝 打 ち：優良材の生産を目的として，製品表面に節が出ないよう適期に繰り返し行うことが肝要で，生育期は樹皮が剥げやすく材に変色が発生するため４～10月は避け，11月～３月の生休止期に行うものとする。

なお，詳細については，「枝打ち技術指針（昭和56年３月鹿児島県林務部）」を参照するものとする。

３　その他必要な事項

間伐が十分に実施されていない森林については，台風等の風害の防止に留意し，弱度の間伐率の間伐を繰り返し実施することとする。

第４　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

１　公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能の高度発揮が求められ，森林の樹種構成，林道の整備状況等地域の実情からみて，これらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域を「公益的機能別施業森林」とする。

また，林木の生育が良好で，木材として利用する上で良好な樹木により構成されている森林であって，林道等の基盤整備が適切に行われている森林の区域については，「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」とする。

なお，公益的機能別施業森林及び木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域は，重複も可とし，公益的機能の発揮に支障が生じないよう施業方法を定める。

保安林や自然公園など，法令により立木の伐採に制限がある森林については，それに沿った施業を行う。

（１）水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養機能維持増進森林）

ア　区域の設定

当該森林の区域を別表１に定める。

①　ダム集水域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林，地域の用水源として重要なため池，湧水地，渓流等の周辺に存する森林

②　水源かん養保安林など法令により水源涵養機能の高度発揮を目的として施業に制限が設けられている森林

③　森林の自然条件，森林資源の内容及び地域の要請等から見て，水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を一体的に推進することが望ましいと認められる森林

イ　森林施業の方法

伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため，１箇所当たりの皆伐面積の縮小化・分散化，伐期の延長を基本とする森林施業を推進するとともに，下層植生や樹根の発達，林木の旺盛な成長を確保するための適切な保育・間伐等を推進する。

特に，標高が高い地域，傾斜が急峻な地域，降水量の多い地域，短時間に強い雨の降る頻度が高い地域や大面積の伐採が行われがちな地域等においては，気象条件等の自然条件を考慮し，伐採面積の規模の縮小を図るものとする。

なお，以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林区域を別表２に定める。

【森林の伐期齢の下限】

地　域	樹　　種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギ	その他広葉樹
全　域	45 年	50 年	40 年	50 年	20 年	30 年

（２）土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能，快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア　区域の設定

次の①～③までに掲げる森林の区域を別表１に定める。

①土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止・土壌保全機能維持増進森林）

ａ　山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など，土砂の流出，土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林

ｂ　土砂流出防備保安林など法令により，山地災害防止・土壌保全機能の高度発揮を目的として施業等に制限が設けられている森林

c　森林の自然条件，森林資源の内容及び地域の要請等から見て，山地災害防止・土壌保全機能の維持増進を図るための森林施業を一体的に推進することが望ましいと認められる森林

②快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（快適環境形成機能維持増進森林）

a　町民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって，騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置，気象条件等からみて風害，潮害等の気象災害を防止する効果が高い森林

b　飛砂防備保安林，潮害防備保安林など，法令により快適環境形成機能の高度発揮を目的として施業に制限が設けられている森林

c　森林の自然条件，森林資源の内容及び地域の要請等から見て，快適環境形成機能の維持増進を図るための森林施業を一体的に推進することが望ましいと認められる森林

③保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健文化機能維持増進森林（生物多様性保全機能を含む））

a　観光的に魅力ある高原，渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林，キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など，町民の保健・教育的利用等に適した森林

b　史跡，名勝等の所在する森林や，これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林，潤いある自然景観や歴史的風致を構成する森林

c　保健保安林，風致保安林，自然公園など法令等により保健機能の高度発揮を目的として施業に制限が設けられている森林

d　レクリエーションの森として指定されている森林

e　森林の自然条件，森林資源の内容及び地域の要請等から見て，保健機能等の維持増進を図るための森林施業を一体的に推進することが望ましいと認められる森林

f　原生的な森林生態系や希少な生物種が生息・生育する森林など，地域の生態系や生物多様性の保全に不可欠な森林

ただし，生物多様性保全機能については，伐採や自然攪乱等により時間軸を通して常に変化しながらも，一定の広がりにおいて様々な生育段階や樹種から構成される森林が相互に関係しつつ発揮される機能であることから，原生的な森林生態系など属地的に発揮されるものを除き，区域設定は行わない。

イ　森林施業の方法

アの①から③に示した山地災害防止・土壌保全機能，快適環境形成機能，保健文化機能の各機能の維持増進を図るべき森林において，特にこれらの公益的機能の発揮を図る森林については，択伐による複層林施業を行うことを基本とする。

それ以外の森林については，地形，地質等も考慮した上で，複層林施業，もしくは，適切な伐区の形状・配置等により伐採後の林分においても各公益的機能の確保が図られる場合は，小面積かつ分散による長伐期施業（標準伐期齢のおおむね２倍に相当する樹齢を超える林齢において主伐を行う森林施業）を推進し，裸地の縮小・分散を図るものとする。

なお，以下の伐期齢の下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべきものを当該推進すべき森林施業の方法ごとに別表２に定める。

【長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限】

地　域	樹　　種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギ	その他広葉樹
全　域	70 年	80 年	60 年	80 年	20 年	40 年

加えて，各機能の維持増進を図るべき森林における施業については，下記の点に留意することとする。

①山地災害防止・土壌保全機能の維持増進を図るべき森林においては，下層植生や樹根の発達，林木の旺盛な成長を確保するための適切な保育・間伐等を推進する。

②快適環境形成機能の維持増進を図るべき森林においては，求められる効果に最も適合した森林の姿になるよう，樹種の選定や立木の密度を配慮した更新，下枝の着生状態や葉量の保持等に配慮した保育・間伐等を推進する。

③保健文化機能の維持増進を図るべき森林においては，森林の現状や自然条件，地域の要請等も考慮した上で，地域住民と都市住民との連携による里山林等の整備，企業やＮＰＯ等の参画による森林の整備を推進する。

また，地域独自の景観等が求められる森林において，風致景観の優れた森林の維持又は造成を図るために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合は，それぞれの風致景観の維持・向上を目的とした施業を推進する。

原生的な森林生態系，希少な生物種が生育・生息している森林など属地的に生物多様性保全機能の発揮が求められている森林においては，既存の森林構成の維持を基本とし，必要に応じて天然力を活用するとともに，野生生物の生息・生育状況なども考慮し，天然性林や針広混交の育成複層林の維持・誘導，植生の復元等を図る。

なお，複層林施業，長伐期施業の具体的な施業方法については，「鹿児島県の

長伐期施業の手引き（平成16年10月鹿児島県林務水産部）」を参考にすることとする。

（３） 公的機関による森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

公社営林など公的機関による森林施業が行われている森林を別表１により定める。

イ 森林施業の方法

水源涵養機能等の維持増進を図りつつ，必要に応じて木材等林産物を供給するため，適切な保育・間伐等を推進する。

なお，以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表２により定める。

【公的機関による森林施業を推進すべき森林の伐期齢の下限】

地　域	樹　　種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針	クヌギ	その他広
全　域	60 年	70 年	50 年	70 年	20 年	30 年

※伐期齢については，標準伐期齢の２倍以上の林齢から 10 年を引いた林齢。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

（１）区域の設定

林木の生育に適した森林，林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林，木材生産機能の評価区分が高い森林で，自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について，木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表１により定める。

また，区域内において公益的機能別森林と重複する場合には，それぞれの機能の発揮に支障がないように留意し設定を行う。

（２）森林施業の方法

木材等林産物を持続的，安定的かつ効率的に供給するため，生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに，適切な造林，保育及び間伐等を推進することを基本とし，森林施業の集約化，路網整備や機械化を通じた効率的な森林整備を推進する。

【別表１】

区　　分	森林の区域	面積（ha）
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	添付図面のとおり	5,409.46

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	同上	2785.85
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	同上	944.68
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	同上	162.63
公的機関による森林施業を推進すべき森林	同上	393.97
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	同上	5332.34
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち，特に効率的な施業が可能な森林	－	－

【別表２】

区　分	施業の方法		森林の区域	面積（ha）
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林※1			5,409.46
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能，快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林※2		添付図面のとおり ただし，クヌギ人工造林地を除く	3,306.45
	複層林施業を推進すべき	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）※3	－	－
		択伐による複層林施業を推進すべき森林 ※4	－	－
公的機関による森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林※5		同上	393.97

※１　伐期の延長を推進すべき森林として指定した区域での主伐については，第４の１（１）イに示す伐期齢（標準伐期齢に１０年を加えた林齢）以上の林齢とする。

※２　長伐期施業を推進すべき森林として指定した区域での主伐については，第４の１（２）イに示す伐期齢（標準伐期齢の２倍以上に相当する林齢）以上の林齢とする。

※３　複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）として指定した区域につ

いては，伐採率を 70%以下とする。

※４　択伐による複層林施業を推進すべき森林として指定した区域については，伐採率を30%（市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められているものは40%）以下とする。

※５　公的機関による森林施業を推進すべき森林において長伐期施業を推進すべき森林として指定した区域での主伐については，第４の１（３）イに示す伐期齢（標準伐期齢の２倍から 10 年を減じた林齢）以上の林齢とする。

３　その他必要な事項

特になし

第５　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

１　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

多面的機能の発揮を目的とした適正な森林施業を推進していくにあたっては，持続的かつ安定的な森林経営を確立するための体制整備が早急に求められている。

このため，特に，森林経営に消極的な森林所有者については，意欲ある林業事業体への森林施業・経営等の委託を進め，森林施業の集約化を図ることにより，森林の経営規模の拡大を促進する。併せて，航空レーザ測量等により整備した森林資源情報の活用を促進し，面的な集約化を進める。

２　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林の経営規模の拡大を図るため，行政と林業事業体等が連携して，森林経営に消極的な森林所有者に対し，森林施業や経営の委託に係る情報提供や普及啓発活動，斡旋等を積極的に行い，意欲と能力のある林業事業体への長期の委託を進める。

また，森林経営の委託等が円滑に進むよう林業事業体等による施業内容やコストを明示した提案型施業の普及・定着を図るとともに，委託を受けた林業事業体等による森林経営計画の作成を促進する。

３　森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林経営計画を作成した者のうち，任意計画事項である森林の経営の規模拡大の目標を定めた者は，当該森林経営計画の対象とする森林の周辺森林の森林所有者の申し出に応じて森林の経営の委託を受けることとする。

４　森林経営管理制度の活用に関する事項

森林経営計画等の森林以外で森林所有者自らが経営管理を行えない森林を対象に森林経営管理制度を活用し，林業の持続的発展及び森林の有する多面的機能の発揮を目指すこととする。

森林経営管理制度の取組については，各種の森林所有者情報を参考にしながら，15 年程度を目途として森林の現況調査や意向調査を行い，林業事業体への斡旋等による森林整

備に取り組み，実施に当たっては，本計画に定められた施業の方法等との整合を図るものとする。

5　その他必要な事項

森林組合などの林業事業体の中で「意欲と能力のあるもの」が森林経営の主体となりうるよう，施業集約化に向けた合意形成・計画作りの段階でのイコールフッティング（条件の同一化）を図るために必要な森林情報を公平に提供する。

第６　森林施業の共同化の促進に関する事項

1　森林施業の共同化の促進に関する方針

大半の森林所有者が零細な所有規模であるため，個人で森林施業や路網の維持管理等を計画的に実施し，良質材の生産を目指すことは困難であることから，施業の共同化を助長し，合理的な森林経営を推進する必要がある。

このようなことから，森林施業を計画的，効率的に行うため，地域の林業関係者が一体となって森林施業の推進体制を整備し，地域単位での森林施業の共同化を図っていくこととする。

2　施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

林業関係者が合意形成及び国有林との連携に努めるとともに，施業実施協定や森林経営計画の活用等により，森林施業の共同実施，作業路網の整備・維持管理，林業機械の導入を計画的かつ効率的に行い，森林施業の実行を確保する。

また，森林施業に消極的な森林所有者に対しては，森林の機能・管理の重要性についての普及啓発を図り，森林施業の共同化への参画意欲の拡大を図る。

3　共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

（１）共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は，一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道，土場，作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくべきこととする。

（２）共同施業実施者は，共同して実施しようとする施業の種類に応じ，労務の分担又は相互提供，林業事業体等への共同による施業委託，種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくべきこととする。

（３）共同施業実施者の一人が（１）又は（２）により明確にした事項につき遵守しないことにより，他の共同施業実施者に不利益を被らせことのないよう，あらかじめ個々の共同実施者が果たすべき責務等を明らかにすること。

4　その他必要な事項

特になし

第７　作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

路網については，森林の適正な整備及び保全を図り，効率的かつ安定的な林業経営を確立するために必要不可欠な施設であり，山村の生活環境の整備等にも資する面も有することから，計画的な整備を促進することとする。

また，整備に当たっては，コスト縮減を図りつつ，周辺環境との調和を図ることとする。

1　効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進していく上で重要因子となっている林業生産性や労働生産性の向上を図るため，施業の集約化を推進するとともに，高性能林業機械等も用いた低コストで効率的な作業システムによる施業の普及・定着を図ることとする。

その際，地形・地質，森林の状態などの自然条件や，森林の所有形態，事業体の経営方針，経営規模，木材加工業の状況等を勘案しつつ，路網と高性能林業機械等を組み合わせた最適な作業システムを導入するものとする。

特に，公有林，森林整備公社有林等の分収林，大規模所有者有林，森林所有者との長期の施業の委託により施業の集約化・共同化を行い面的なまとまりを持った森林であって，緩～中傾斜の森林においては，路網整備と併せた効率的な森林施業を推進することとする。

なお，作業システムの効果的な運用に必要な路網密度の水準の目安については下表のとおりとする。このうち，路網密度の水準については，木材搬出予定箇所に運用することとし，尾根，渓流，天然林等の除地には適用しないこととする。

区　分	作業システム	路網密度（m/ha）		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0°～15°)	車 両 系	30 ～ 40	80 ～ 210	110～250
中傾斜地 (15°～30°)	車 両 系	23 ～ 34	62 ～ 166	85～200
	架 線 系	23 ～ 34	2 ～ 41	25～75
急傾斜地 (30°～35°)	車 両 系	16 ～ 26	44<34> ～124	60<50> ～ 150
	架 線 系	16 ～ 26	4 ～ 24	20<15> ～ 50
急 峻 地 (35°～　)	架 線 系	5 ～　15		5 ～ 15

※「急傾斜地」の<>書きは，広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。

2　路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

林道等の既設路網や計画路線の配置状況，施業の集約化を行う箇所や木材等生産機能維持増進森林の配置状況等を勘案して，効率的な森林施業を推進する箇所を「路網整備等推進区域」として設定する。

なお，計画期間内に基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備

等推進区域）を下表のとおり設定する。

推進区域名	面積(ha)	開設予定路線	開設予定延長	対図番号	備考
納官	1,790ha	牧川線他	4,600m	添付図面	
増田	527ha	納官芋尾野線	900m	同上	
坂井	346ha	坂井熊野線	2,500m	同上	

3　作業路網の整備に関する事項

（１）基幹路網に関する事項

ア　基幹路網の作設にかかる留意点

原則として，不特定多数の者が利用する一般車両の走行を想定した「林道」及び特定の者が森林施業のために利用する森林施業用の車両の走行を想定した「林業専用道」に区分する。

林業専用道の整備に当たっては，安全の確保，土壌の保全等を図るため，地形，地質の面から十分な検討を行い，規格・構造の簡素化を旨として，概ね30度以下の斜面に開設することを基本に，できるだけ地形に沿うものとする。

なお，詳細については，「適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等林道規程（昭和48年４月１日付け48林野道第107号林野庁長官通知）」,「林業専用道作設指針（平成22年９月４日付け22林整整第602号林野庁長官通知）」を基本とし，「鹿児島県林業専用道作設指針（令和３年４月鹿児島県環境林務部）」に則り開設することとする。

イ　基幹路網の整備計画

基幹路網の整備計画について，下表のとおりとする。

開設/拡張	種類	区分	位置	路線名	延長(m)	利用区域面積(ha)	前半５ヵ年の計画箇所	対図番号	備考
開設	自動車道	指定林道	納官	牧川	1,800	55	○	①	
		林道	納官	大谷	400	83	○	②	
				納官芋尾野	700	78		③	
			坂井	坂井熊野	1,500	75		④	
		林業専用道	納官	納官芋尾野支	600	67		①	
			増田	十八番支	500	20		②	
	計			６路線	5,500				
拡張	自動車道(舗装)	林道		平田峯尾	1,800	90			
		指定林道		十八番	3,427	462	○		
		林道		大谷	747	36			
				廻り峯尾	500	78			
				長峯尾	500	98			

	計			5路線	6,974				

ウ　基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領（平成14年３月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）」,「民有林林道台帳について（平成８年５月16日付け８林野基第158号林野庁長官通知）」等に基づき，管理者を定めるとともに，台帳を作成して適切に管理することとする。

（２）細部路網に関する事項

ア　細部路網の作設に係る留意点

細部路網については，原則として集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定した「森林作業道」に区分する。

森林作業道は，間伐をはじめとする森林整備，木材の集材・搬出のため林業機械の走行を想定した道であり，地形に沿うことで作設費用を抑えて経済性を確保しつつ，繰り返しの使用に耐えうるよう丈夫で簡易な構造とする。

整備に当たっては，伐木造材や集材等の作業に使用する機械の種類，性能，組み合わせを考慮し，既設林道等も踏まえながら，森林内での作業の効率性が最大となるよう配置することとする。

また，地形，地質，気象条件はもとより，水系や地下構造の資料等により確認するとともに，道路，水路などの公共施設や人家，田畑などの有無，野生生物の生息，生育の状況なども考慮する。

さらに，森林作業道オペレーター研修修了者等による低コストで耐久性のある路網の整備を進めるものとする。

なお，詳細については「森林作業道作設指針（平成22年11月17日林整整第656号林野庁長官通知）」を基本とし，「鹿児島県森林作業道作設指針（令和４年４月鹿児島県環境林務部）」に則り開設することとする。

イ　細部路網の維持管理に関する事項

森林所有者との間であらかじめ管理方法等に合意形成を図るとともに，継続的に利用できるよう，簡易かつ適切な排水対策等を講じ，適正に管理することとする。

４　その他必要な事項

林道と施業対象地を有機的に接続し，保育，間伐などの集約的な施業を確保するために作業路の整備を促進することとし，また，所有規模が小さく，一体的な施業の実施が期待される地域にあっては，森林所有者などが共同して作業路等を開設，利用管理を行うなど効率的な路網の整備に努めることとする。

そのために，必要な山土場，機材管理施設等の必要な施設の整備を推進し，作業の効率

化及び施設コストの低減に努めることとする。

第８　その他必要な事項

１　林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

（１）林業に従事する者の養成及び確保の方針

林業の担い手の育成については，地域の活性化や適正な森林整備の推進を図る上で重要な課題である。

緑の雇用やかごしま林業大学校等をはじめとする担い手の育成に向けた国などの各般の取組により，林業就業者の新規参入の動きが一部見られるものの，未だ十分ではなく，林業に従事する人材の育成を一層推進する必要がある。

このため，林業関係者が連携しながら，引き続き，林業労働者・林業後継者の育成に努めるとともに，雇用の場である林業事業体の体質強化に向けた取組を積極的に推進する。

（２）林業労働者及び林業後継者の育成方策

ア　林業労働者の育成

林業事業体への施業委託の推進や施業の集約化等に伴う事業量の安定的確保により雇用の安定化，長期化を図るとともに，各種社会保険への加入の促進等により就労条件の向上に努める。

また，林業労働者に対する各種研修会，林業技術講習会等の受講を促進し，技術の向上や労働災害の軽減を図るとともに，各種資格取得のための支援を行う。

イ　林業後継者の育成

後継者が安定して林業経営を維持できるよう特用林産物との複合経営による生産振興を図る。

また，森林所有者や一般住民等を対象に行う林業体験等への取組を通じて森林・林業の社会的意義や役割，魅力等について積極的に紹介していく。

さらに，各種林業補助施策の導入について検討し，林業の活性化と林業従事者の生活環境の整備を図る。

（３）林業事業体の体質強化方策

これまでも関係機関が一体となって，事業体の経営の合理化，体質の強化に向けた取組が進められてきている。今後とも，施業の集約化等による事業量の確保，生産性の向上につながる高性能林業機械等の導入及び活用，路網整備等諸施策を推進し，林業事業体の経営基盤の強化を図る。

２　森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

町内の人工林は成長不利要因により，未だ成育途上の林分も多く，保育，間伐等の森林

施業が最も必要な時期となっている。

一方で，今後においては主伐期を迎える人工林も徐々に増加する傾向にあるが，現在の林家の経営規模は零細で，かつ，林道等の基盤整備も十分でないことから機械化の遅れは顕著である。

また，生産性の向上，労働強度の軽減及び生産コストの低下を図るためには林業機械化は不可欠であり，傾斜地の多い地形条件や樹種等に対応した機械化の導入は重要な課題である。

今後は林道等路網の整備を図りつつ，地形や作業システムに応じた高性能林業機械の導入あるいは林業労働力確保支援センターが斡旋している高性能林業機械の活用を推進する。

さらに現地検討会や先進地研修における研修等を開催し，オペレーターの養成も併せて行う。

【高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標】

区　分	作業システム	最大到達距離(m)		作業システムの例			
		基幹路網から	細部路網から	伐採	木寄せ・集材	枝払い・玉切り	運搬
緩傾斜地(0～15°)	車両系	150～200	30～75	ﾊｰﾍﾞｽﾀ ﾁｪｰﾝｿｰ	ｸﾞﾗｯﾌﾟﾙ	ﾌﾟﾛｾｯｻ	ﾌｫﾜｰﾀﾞ ﾄﾗｯｸ
中傾斜地(15～30°)	車両系	200～300	40～100	ﾊｰﾍﾞｽﾀ ﾁｪｰﾝｿｰ	ｸﾞﾗｯﾌﾟﾙ ｳｨﾝﾁ	ﾌﾟﾛｾｯｻ	ﾌｫﾜｰﾀﾞ ﾄﾗｯｸ
	架線系		100～300	ﾁｪｰﾝｿｰ	ｽｲﾝｸﾞﾔｰﾀﾞ	ﾌﾟﾛｾｯｻ	ﾌｫﾜｰﾀﾞ ﾄﾗｯｸ
急傾斜地(30～35°)	車両系	300～500	50～125	ﾁｪｰﾝｿｰ	ｸﾞﾗｯﾌﾟﾙ ｳｨﾝﾁ	ﾌﾟﾛｾｯｻ	ﾌｫﾜｰﾀﾞ ﾄﾗｯｸ
	架線系		150～500	ﾁｪｰﾝｿｰ	ｽｲﾝｸﾞﾔｰﾀﾞﾀﾜｰﾔｰﾀﾞ	ﾌﾟﾛｾｯｻ	ﾌｫﾜｰﾀﾞ ﾄﾗｯｸ
急峻地(35°～)	架線系	500～1500	500～1500	ﾁｪｰﾝｿｰ	ﾀﾜｰﾔｰﾀﾞ	ﾌﾟﾛｾｯｻ	ﾄﾗｯｸ

注）1　「架線系作業システム」とは，林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。

2　「車両系作業システム」とは，林内にワイヤーロープを架設せず，車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積，運搬するシステム。

3　林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

種子島島内の素材の生産流通・加工については，いずれも小規模零細であるため，今後は，公共施設，一般住宅等の木材化を推進し木材需要拡大を図る観点から，素材の安定供給体制の整備と需要側との連携を深め，地域材の有効利用を目指した需給体制の一体改革を推進する。

特用林産物では，国内産の枝物の需要が高まり鹿児島県として全国シェア率の高いヒサカキ等の枝物については，植栽面積に対する生産量などから，町内においても生産者が増

加しているが，気象条件等により製品と販売価格が安定しておらず，鹿児島県や生産組合等と連携した，生産の低コスト化と併せて栽培技術等向上に向けた支援体制づくりを推進し，収益向上と新たな雇用の創出を図る。またニガダケについても，気象条件に大きく左右され，一時期の過剰採取の影響もあり，現状では生産性が低いため自家消費が多くなっている事から，生産技術の向上を図るほか施設整備等も検討する。

このほか，近年の自然食品嗜好に着目し，これまで利用されなかった樹木や山菜等を地域の新たな資源として見直し，利用方法を開発することで地域の特産品として育成する。

Ⅲ　森林の保護に関する事項

第１　鳥獣害の防止に関する事項

１　鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

（１）区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）」に基づき，シカにより被害を受けている森林及び被害のおそれがある森林等について，その被害の状況や生息状況を把握できる全国共通のデータ等に基づき，林班を単位として鳥獣害防止森林区域を別表３のとおり定める。

（２）鳥獣害の防止の方法

シカによる森林被害の防止又は軽減を図るため，「第二次特定鳥獣(ニホンジカ)管理計画（令和４年３月鹿児島県環境林務部自然保護課）」等の鳥獣管理施策や「中種子町鳥獣被害防止計画（令和６年度中種子町農林水産課）」等による農業被害防止施策との連携を図りつつ，被害状況の把握とその結果を踏まえた捕獲や侵入防止柵の設置等により，その被害の防止又は軽減を図る。

併せて，有害鳥獣捕獲従事者の育成・確保に努める。また，必要に応じて広域一斉捕獲等国や地方自治体等の関係機関と連携した被害対策に取り組む。

【別表３】

対象鳥獣の種類	森林の区域（林班）	面積（ha）
シカ	1～103	5,409.46

２　その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認するため，森林被害のモニタリングを推進するとともに，鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図る。

第２　森林病害虫の駆除及び予防，火災の予防その他の森林の保護に関する事項

１　森林病害虫等の駆除又は予防の方法

（１）森林病害虫等の駆除及び予防の方針及び方法

森林の保護等については，適切な間伐等の実施，保護樹帯の設置，広葉樹林の育成等により病虫害等の森林被害に対応する抵抗性の高い森林整備に努める。

また，森林病害虫等の被害の早期発見及び早期駆除に努めるとともに，特に，松くい虫の被害については適確な防除の推進を図り，被害の状況等に応じ，被害跡地の復旧，抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換を推進する。

なお，森林病害虫等のまん延のため緊急に伐倒駆除をする必要が生じた場合等については，伐採の促進に関する指導等を行うことがある。

（２）その他

森林病害虫等による被害の未然防止，早期発見，早期駆除などに向け，協議会等を開催するなど，地元行政機関，森林組合，森林所有者等合意形成を図り防除対策等の体制づくりを推進する。

2　鳥獣害対策の方法（第１に掲げる事項を除く。）

野生鳥獣（シカ以外）による森林被害を受けた場合は，「中種子町鳥獣被害防止計画」等による農業被害防止施策との連携を図りつつ，被害状況の把握とその結果を踏まえた捕獲や侵入防止柵の設置等により，その被害の防止又は軽減を図るとともに，有害鳥獣捕獲従事者の育成・確保に努める。

また，森林被害のモニタリングを推進し，その結果を踏まえた捕獲や侵入防止柵の設置等により，その被害の防止又は軽減を図る。

併せて，野生鳥獣との共存を図る観点からも，立地条件を踏まえながら，伐採跡地への広葉樹の植栽や針葉樹と広葉樹の混交林化などの森林整備を促進するとともに，林業採算性の低い森林においては，野生鳥獣の生育環境となる天然林の保全を推進することとする。

3　林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため，林内歩道等の整備を図りつつ，林野火災防止の普及啓発並びに森林法等に基づく制限林の巡視を重点的に行うとともに，保護標識，防火線，防火樹林帯等の整備を推進する。

4　森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れの許可は，森林法第 21 条第 2 項各号に掲げる目的に該当し，火入地の周囲現況，防火の設備の計画，火入予定期間における気象状況の見通し等からみて，周囲に延焼のおそれがないと認められる場合行うこととする。

なお，詳細については，「中種子町火入れに関する条例（昭和59年 6 月29日条例第13号）」によるものとする。

5　その他必要な事項

（１）病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

該当なし

（２）その他

森林所有者等による，日常の森林の巡視等を通じて，森林の保護，管理等の体制の確立に努める。

Ⅳ　森林の保健機能の増進に関する事項

1　保健機能森林の区域

該当なし

2　保健機能森林の区域内の森林における造林，保育，伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし

3　保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

該当なし

4　その他必要な事項

該当なし

Ⅴ　その他森林の整備のために必要な事項

1　森林経営計画の作成に関する事項

森林経営計画の作成にあたっては，次の事項について適切に計画するものとする。

（１）森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するにあたり，次に掲げる事項について，適切に計画すべき旨を定めるものとする。

ア　Ⅱの第２の３の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ　Ⅱの第４の公益的機能別施業森林の施業方法

ウ　Ⅱの第５の３の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びⅡの第６の３の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ　Ⅲの森林の保護に関する事項

（２）森林法施行規則第 33 条第１号ロの規定に基づく区域

区域名	林班	区域面積(ha)
牧川・納官・増田・野間	19～89	3,961.94
油久・田島・坂井	1～18，90～103	1,447.52
計	区域数：２	5,409.46

2　生活環境の整備に関する事項

地元住民や都市からのＵ・Ｊ・Ｉターン者のそれぞれのニーズに対応した生活環境の整備，拠点集落への重点化など位置や機能に応じた集落の整備等を通じて，山林地域の定住を促進する。

3　森林整備を通じた地域振興に関する事項

町のイベント等において，関係者が一体となって，森林・林業・木材に関するＰＲを行い，訪れる人々に森林整備について理解を図る。

4　森林の総合利用の推進に関する事項

該当なし

5　住民参加による森林の整備に関する事項

（１）地域住民参加による取組に関する事項

小・中学生をはじめとする青少年に対して，自然の大切さとふるさとへの愛着を育むため，森林づくりへの直接参加を推進する。

（２）上下流連携による取組に関する事項

下流域の住民との連携による森林整備や自然体験学習を取り入れた交流事業等の促進を行う。

（３）法第 10 条の 11 に規定する施業実施協定の参加促進対策

森林管理に対して消極的な森林所有者に対しては，地区集会等への参加を呼びかけるとともに，不在村森林所有者に対しては，町及び森林組合等林業事業体がダイレクトメール等を利用して森林の状態及び機能・管理の重要性を認識させるとともに，林業経営への参画意欲の拡大を図り，施業実施協定への参加を促す。

（４）その他

青少年や市民ボランティア団体等から森林作業体験や林業に対する支援について斡旋依頼があった場合は，場所の選定や森林所有者の紹介など積極的に協力することとする。

6　森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

該当なし

7　その他必要な事項

（１）町土の保全の観点から森林として管理する土地に関する事項

町において，過去に山地災害のあった森林及び危険箇所等については，治山対策において管理をしていく。

また，水源地上流の森林についての伐採は，再造林を前提において最小限にとどめるよう努めることとする。

（２）環境の保全等の観点から保全すべき森林に関する事項

西海岸沿いに点在する防風保安林がある納官地区及び岩岡地区の森林については，

地区住民を中心に，地域一体となった環境の保全整備に努める。

また「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針（令和７年３月林野庁）」を踏まえ，地域の生物多様性保全に配慮した森林施業を推進する。

（３）公有林の整備に関する事項

人工林を中心に 372ha の森林を所有しており，人工林については，森林組合等林業事業体に保育・間伐等の作業を委託して実施している。

町有林は，本町の財産であるとともに，民有林全体の展示林としての役割も有している。今後も適期に適切な森林施業を実施し，森林施業の模範となるよう整備を図る。

（４）制限に従った森林施業の方法

保安林，その他法令により施業について制限を受けている森林においては，当該制限に従って森林施業を実施するものとする。

（５）森林施業共同化重点的実施地区の林道計画

該当なし

（６）侵入竹林等の整備

侵入竹林の拡大とそれに伴う森林の荒廃が問題となっている。拡大した竹林では，森林が有する水源かん養・町土保全，生物多様性保全等の公益的機能の低下や里山の景観が損なわれることなどが懸念されている。

このようなことから，ニガタケ生産林においては，「鹿児島県特用林産振興基本方針（令和 7 年12月変更鹿児島県環境林務部）」に基づく整備を推進することとし，それ以外の放置竹林については，森林の公益的機能の発揮等勘案し，適正な竹林の整備，管理を行うこととする。